

平成29年 第2回

士幌町議会定例会議案

平成29年6月9日

- 議案第1号 士幌町農業委員会委員の任命について
議案第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
議案第3号 士幌町町税条例の一部を改正する条例案
議案第4号 士幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案
議案第5号 十勝環境複合事務組合理約の変更について
議案第6号 十勝環境複合事務組合の解散について
議案第7号 十勝環境複合事務組合の解散に伴う財産処分について
議案第8号 十勝圏複合事務組合理約の変更について
議案第9号 辺地総合整備計画の策定について
議案第10号 平成29年度士幌町一般会計補正予算（第2号）

上記の議案を別紙のとおり提出する。

平成29年6月9日

士幌町議会議長 加納 三司 様

士幌町長 小林 康雄

議案第1号

士幌町農業委員会委員の任命について

次の者を士幌町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

住 所	氏 名	生年月日
士幌町字中音更西1線197番地	香川 国彦	昭和42年5月5日
士幌町字士幌幹線150番地	中田 義弘	昭和29年8月14日
士幌町字士幌西1線136番地6	森本 耕二	昭和41年7月21日
士幌町字上音更西3線235番地	足立 雅人	昭和43年1月10日
士幌町字下居辺西3線133番地	上山 靖	昭和44年8月2日
士幌町字中士幌西2線77番地	後藤 範雄	昭和38年4月26日
士幌町字士幌幹西1線186番地2	渡邊 睦実	昭和35年5月31日
士幌町字士幌東1線179番地	山内 徳彦	昭和38年9月20日
士幌町字上音更209番地	渡邊 一元	昭和38年3月6日
士幌町字士幌東7線196番地	河村 繁美	昭和42年8月19日
士幌町字士幌東13線192番地	小野寺 保	昭和44年10月3日
士幌町字士幌東8線128番地	佐藤 輝実	昭和36年4月20日
士幌町字士幌西3線158番地77	遠藤 政雄	昭和29年11月12日
士幌町字士幌50番地	篠原 末治	昭和36年5月25日

説 明

士幌町農業委員会委員の任期満了により新たに委員を任命するため、議会の同意を求めるものである。

議案第 2 号

固定資産評価審査委員会委員の選任について

次の者を固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第 4 2 3 条第 3 項の規定により、議会の同意を求める。

住 所	士幌町字中士幌基線 1 2 4 番地
氏 名	杉 山 誠
	昭和 2 8 年 2 月 2 0 日生

説 明

固定資産評価審査委員会委員の任期満了により新たに委員を選任するため、議会の同意を求めるものである。

議案第3号

士幌町町税条例の一部を改正する条例案

士幌町町税条例の一部を改正する条例

士幌町町税条例（昭和43年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第33条第4項中「第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において）」を「特定配当等申告書（）」に、「もの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「特定配当等申告書」に改め、同項に次のただし書き及び各号を加える。

ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると町長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 第36条の2第1項の規定による申告書
- (2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

第33条第6項中「第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において）」を「特定株式等譲渡所得金額申告書（）」に、「もの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「特定株式等譲渡所得金額申告書」に改め、同項に次のただし書き及び各号を加える。

ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると町長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 第36条の2第1項の規定による申告書
- (2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

第34条の9第1項中「第33条第4項の申告書」を「第33条第4項に規定する特定配当等申告書」に、「同条第6項の申告書」を「同条第6項に規定する特定株式等譲渡所得金額申告書」に、「法第2章第1節第6款」を「同節第6款」に改める。

第48条第1項中「法第321条の8第1項」を「、法第321条の8第1項」に、「及びその申告」を「、及びその申告」に、「によって」を「により」に改め、同条第2項中「においては」を「には」に改め、同条第3項中「第21項に規定する」を「第21項の規定による」に、「においては」を「には」に改め、「とする」の次に「。第5項第1号において同じ」を加え、「によって」を「により」に改め、同条第5項中「については」の次に「、前項の規定にかかわらず」を加え、同条第6項中「によって」を「により」に、「)以下この項に」を「以下この項に」に、「第75条の2第7項」を「第75条の2第9項」に、「当該法人税額を」を「、当該法人税額を」に改め、同条第7項中「によって」を「により」に改める。

第50条第1項中「法第321条の12」を「、法第321条の12」に、「においては」を「には」に、「によって」を「により」に改め、同条第2項中「とする」の次に「。第4項第1号において同じ」を加え、同条第4項中「法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出」を「納付すべき税額を増加させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）」に、「（当該修正申告書）を」（当該増額更正）に、「同条第1項」を「法第321条の8第1項」に、「修正申告書が提出された」を「増額更正があった」に、「修正申告書の提出」を「増額更正」に改め、「については」の次に「、前項の規定にかかわらず」を加え、「が提出した修正申告書に係る」を「についてされた当該増額更正により納付すべき」に、「第48条の15の5第3項」を「第48条の15の5第4項」に改め、同項第2号中「修正申告書に係る更正」を「増額更正」に、「まで」を「（法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたことによる更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日）まで」に改める。

第61条第8項中「、第349条の4又は第349条の5」を「又は第349条の3の4から第349条の5まで」に、「前7項」を「前各項」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（法第349条の3第28項等の条例で定める割合）

第61条の2 法第349条の3第28項に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。

2 法第349条の3第29項に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。

3 法第349条の3第30項に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。

第63条の2の見出し中「第15条の3第2項」を「第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項」に改め、同条第1項中「第15条の3第2項」を「第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項」に改め、同項第3号中「の区分所有者全員の共有に属する共用部分」を削る。

第63条の3の見出し中「あん分」を「按分」に改め、同条第1項中「あん分の」を「按分の」に改め、同項第5号中「あん分する」を「按分する」に改め、同条第2項中「あん分の」を「按分の」に、「以後3年」を「から起算して3年」に改め、「各年度」の次に「とし、法第349条の3の3第1項に規定する被災市街地復興推進地域（第74条の2において「被災市街地復興推進地域」という。）が定められた場合（避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときを除く。第74条の2において同じ。）には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。」を加え、同項第6号中「あん分する」を「按分する」に改め、同条第3項中「あん分」を「按分」に改める。

第74条の2第1項中「以後3年」を「から起算して3年」に改め、「各年度」の次に「とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。」を加え、同条第2項中「以後3年」を「から起算して3年」に改め、「各年度分」の次に「とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分とする。」を加える。

附則第5条第1項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に、「町民税の所得割（）」を「所得割（）」に改める。

附則第8条第1項中「平成30年度」を「平成33年度」に改める。

附則第10条を次のように改める。

（読替規定）

第10条 法附則第15条から第15条の3の2までの規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は法附則第15条から第15

条の3の2まで」とする。

附則第10条の2第5項中「附則第15条第33項第1号イ」を「附則第15条第32項第1号イ」に改め、同条第6項中「附則第15条第33項第1号ロ」を「附則第15条第32項第1号ロ」に改め、同条第7項中「附則第15条第33項第2号イ」を「附則第15条第32項第2号イ」に改め、同条第8項中「附則第15条第33項第2号ロ」を「附則第15条第32項第1号ロ」に改め、同条第9項中「附則第15条第33項第2号ハ」を「附則第15条第32項第2号ハ」に改め、同条第10項を削り、同条第11項を同条第12項とし、同条第9項の次に次の2項を加える。

10 法附則第15条第44項に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。

11 法附則第15条第45項に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。

附則第10条の3第2項中「附則第7条第2項」を「附則第7条第3項」に改め、同条第3項中「附則第12条第21項第2号」を「附則第12条第21項第1号ロ」に改め、同条第4項第2号中「附則第12条第22項の規定により読み替えて適用される」を「附則第12条第24項において準用する」に改め、同条第5項中「附則第12条第24項」を「附則第12条第26項」に改め、同条第6項中「附則第7条第8項各号」を「附則第7条第9項各号」に改め、同項第4号中「附則第12条第28項」を「附則第12条第30項」に改め、同項第6号中「附則第12条第29項」を「附則第12条第31項」に改め、同条第7項中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第10項各号」に改め、同項第5号中「附則第12条第36項」を「附則第12条第38項」に改め、同条第8項中「に施行規則附則第7条第11項」を「に施行規則附則第7条第14項」に、「附則第12条第24項」を「附則第12条第26項」に改め、同項第5号中「附則第7条第11項」を「附則第7条第14項」に改め、同項を同条第10項とし、同条第7項の次に次の2項を加える。

8 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に規定する書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 耐震改修が完了した年月日
- (5) 耐震改修に要した費用

(6) 耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

9 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、床面積及び人の居住の用に供する部分の床面積

(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日

(4) 熱損失防止改修工事が完了した年月日

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第38項に規定する補助金等

(6) 熱損失防止改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

附則第16条第3項中「次項」を「以下この条（第5項を除く。）」に改め、同条に次の3項を加える。

5 法附則第30条第6項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

6 法附則第30条第7項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

7 法附則第30条第8項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受け

た場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車は平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第16条の2を次のように改める。

(軽自動車税の賦課徴収の特例)

- 第16条の2 町長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が前条第2項から第7項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。
- 2 町長は、納付すべき軽自動車税の額について不足額があることを第83条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（第87条及び第88条の規定を除く。）を適用する。
- 3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。
- 4 第2項の規定の適用がある場合における第19条の規定の適用については、同条中「納期限（）」とあるのは、「納期限（附則第16条の2第2項の規定の適用がないものとした場合の当該三輪以上の軽自動車の所有者についての軽自動車税の納期限とし、当該）」とする。

附則第16条の3第2項中「申告書」を「特定配当等申告書」に改め、「提出した場合」の次に「（次に掲げる場合を除く。）」を加え、「第33条第1項」を「同条第1項」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 第33条第4項ただし書の規定の適用がある場合
- (2) 第33条第4項第1号に掲げる申告書及び同項第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案

して、前項の規定を適用しないことが適当であると町長が認めるとき。

附則第17条の2第1項中「平成29年度」を「平成32年度」に、「所得割の納税義務者」を「、所得割の納税義務者」に、「当該譲渡」を「、当該譲渡」に、「附則第34条の2第4項」を「附則第34条の2第1項」に、「除く。以下この条」を「除く。次項」に、「同項の」を「前条第1項の」に、「当該各号」を「、当該各号」に改め、同条第2項中「平成29年度」を「平成32年度」に、「所得割の」を「、所得割の」に、「当該譲渡が確定優良住宅地等予定地」を「、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地」に、「附則第34条の2第9項」を「附則第34条の2第10項」に、「場合においては」を「ときは」に改める。

附則第20条の2第4項中「第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において）」を「特例適用配当等申告書（）」に、「ものに限り、その時まで提出された第36条の3第1項に規定する確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「特例適用配当等申告書」に改め、同項に次のただし書き及び各号を加える。

ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると町長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 第36条の2第1項の規定による申告書
- (2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

附則第20条の3第4項中「第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において）」を「条約適用配当等申告書（）」に、「もの及びその時まで提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「条約適用配当等申告書」に改め、同項に次のただし書き及び各号を加える。

ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると町長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 第36条の2第1項の規定による申告書
- (2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

附則第20条の3第6項中「第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）」を「同条第4項に規定する条約適用配当等申告書」に、「これらの申告書」を「条約適用配当等申告書」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 附則第6条の規定 公布の日
- (2) 附則第5条第1項の改正規定及び次条第2項の規定 平成31年1月1日
- (3) 附則第5条の規定 平成31年10月1日
- (4) 附則第10条の2第9項の次に2項を加える改正規定（同条第11項に係る部分に限る。） 都市緑地法等の一部を改正する法律（平成29年法律第26号）の施行の日

（町民税に関する経過措置）

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の町税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の町民税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成28年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

- 2 前条第2号に掲げる規定による改正後の士幌町町税条例の規定中個人の町民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成30年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。
- 3 新条例第48条第3項及び第5項並びに第50条第2項及び第4項の規定は、平成29年1月1日以後に新条例第48条第3項又は第50条第2項に規定する納期限が到来する法人の町民税に係る延滞金について適用する。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成28年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 新条例第61条第8項及び附則第10条（地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部

を改正する法律（平成29年法律第2号。第4項及び次条第2項において「改正法」という。）による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下この項において「新法」という。）第349条の3の4に係る部分に限る。）の規定は、平成28年4月1日以後に発生した新法第349条の3の3第1項に規定する震災等（第4項において「震災等」という。）に係る新法第349条の3の4に規定する償却資産に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

- 3 新条例第61条の2の規定は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 4 新条例第63条の3第2項及び第74条の2の規定は、平成28年4月1日以後に発生した震災等により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用し、同日前に発生した改正法による改正前の地方税法（以下この条において「旧法」という。）第349条の3の3第1項に規定する震災等により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 5 平成25年4月1日から平成29年3月31日までの間に締結された旧法附則第15条第36項に規定する管理協定に係る同項に規定する協定倉庫に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 6 平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第40項に規定する機器に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

- 第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成28年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。
- 2 町長は、納付すべき軽自動車税（平成28年度以前の年度分のものに限る。）の額について不足額があることを町税条例第83条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者以外の者（以下この条において「第三者」という。）にあるときは、地方税法第13条第1項の規定による告知をする前に、当該第三者（当該第三者と改正法附則第18条第2項に規定する特別の関係のある者を含む。以下この条において同じ。）に対し、当該不足額に係る軽自動車税の納付を申し出る機会を与えることができるものとし、当該申出の機会を与えられた第三者が当該申出をしたときは、当該第三者を賦課期日現在における

る当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（町税条例第87条及び第88条の規定を除く。）を適用する。

3 前項の規定による申出をした第三者は、当該申出を撤回することができない。

（士幌町町税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第5条 士幌町町税条例等の一部を改正する条例（平成26年条例第7号）の一部を次のように改正する。

附則第6条中「3輪」を「三輪」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「新条例第82条及び新条例」を「士幌町町税条例第82条及び」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条例の」を加え、同条の表を次のように改める。

第82条第2号ア(イ)	3,900円	3,100円
第82条第2号ア(ウ)a	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
第82条第2号ア(ウ)b	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円
附則第16条第1項	第82条	士幌町町税条例等の一部を改正する条例（平成26年条例第7号。以下この条において「平成26年改正条例」という。）附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条
附則第16条第1項の表第2号ア(イ)の項	第2号ア(イ)	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア(イ)
	3,900円	3,100円
附則第16条第1項の表第2号ア(ウ)aの項	第2号ア(ウ)a	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア(ウ)a
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
附則第16条第1項の表第2号ア(ウ)bの項	第2号ア(ウ)b	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替

		えて適用される第82条第2号ア(ウ)b
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円

第6条 土幌町町税条例等の一部を改正する条例（平成29年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条中土幌町町税条例附則第16条第2項から第4項までを削る改正規定の次に次のように加える。

附則第16条の2を次のように改める。

第16条の2 削除

第3条を次のように改める。

（土幌町町税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第3条 土幌町町税条例等の一部を改正する条例（平成26年条例第7号）の一部を次のように改正する。

附則第6条の表新条例附則第16条第1項の表第82条第2号アの項の項の左欄及び中欄中「第82条第2号ア」を「第2号ア」に改める。

附則第1条第2号中「から第4条まで」を「及び第4条」に改める。

説 明

地方税法等の改正に伴い、条例を改正するものである。

議案第4号

士幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案

士幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

士幌町国民健康保険税条例（昭和43年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第23条第1項第2号中「26万5千円」を「27万円」に改め、同項第3号中「48万円」を「49万円」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

（適用区分）

第2条 改正後の士幌町国民健康保険税条例の規定は、平成29年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

説 明

地方税法の改正に伴い、条例を改正するものである。

議案第5号

十勝環境複合事務組合同規約の変更について

地方自治法第286条第1項の規定により、十勝環境複合事務組合同規約を次のとおり変更する。

十勝環境複合事務組合同規約の一部を改正する規約

十勝環境複合事務組合同規約の一部を次のように改正する。

第4章の次に次の1章を加える。

第5章 雑則

(事務の承継)

第17条 組合の解散があった場合においては、十勝圏複合事務組合がその事務を承継する。

附 則

この規約は、北海道知事の許可のあった日から施行する。

説 明

十勝環境複合事務組合同規約の変更の協議について、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を経ようとするものである。

議案第6号

十勝環境複合事務組合の解散について

地方自治法第288条の規定により、平成30年3月31日をもって、十勝環境複合事務組合を解散する。

説 明

十勝環境複合事務組合の解散の協議について、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を経ようとするものである。

議案第7号

十勝環境複合事務組合の解散に伴う財産処分について

地方自治法第289条の規定により、十勝環境複合事務組合の解散に伴う財産処分を、別紙のとおり関係市町村の協議の上定める。

説 明

十勝環境複合事務組合の解散に伴う財産処分の協議について、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を経ようとするものである。

別紙

十勝環境複合事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議書

地方自治法第 289 条の規定により、十勝環境複合事務組合（以下「組合」という。）の解散に伴う財産処分について次のとおり定める。

（財産の処分）

第 1 条 組合が所有する一切の財産は、十勝圏複合事務組合が承継することとする。

（その他）

第 2 条 この協議について疑義が生じたとき又は本協議書に定めのない事項については、関係市町村がその都度協議して定める。

平成 年 月 日

音更町長	小	野	信	次
士幌町長	小	林	康	雄
上士幌町長	竹	中		貢
鹿追町長	吉	田	弘	志
新得町長	浜	田	正	利
清水町長	阿	部	一	男
芽室町長	宮	西	義	憲
中札内村長	田	村	光	義
更別村長	西	山		猛
大樹町長	酒	森	正	人
広尾町長	村	瀬		優
幕別町長	飯	田	晴	義
池田町長	勝	井	勝	丸
豊頃町長	宮	口		孝
本別町長	高	橋	正	夫
足寄町長	安久津	勝	彦	
陸別町長	野	尻	秀	隆
浦幌町長	水	澤	一	廣
帯広市長	米	沢	則	寿

議案第8号

十勝圏複合事務組合理約の変更について

地方自治法第286条第1項の規定により、十勝圏複合事務組合理約を次のとおり変更する。

十勝圏複合事務組合理約

十勝圏複合事務組合理約の全部を改正する。

第1章 総則

(組合の名称)

第1条 この組合は、十勝圏複合事務組合（以下「組合」という。）という。

(組合を組織する地方公共団体)

第2条 組合は、帯広市、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町及び浦幌町（以下「関係市町村」という。）をもって組織する。

(組合の共同処理する事務)

第3条 組合は、次に掲げる事務を共同処理する。

(1)十勝圏の総合的な振興計画の策定及び施策の推進並びに地域の振興整備についての連絡調整に関する事務	関係市町村
(2)高等看護学院及び附属施設の設置、維持管理・運営に関する事務	関係市町村
(3)教育研修センターの設置、維持管理・運営に関する事務	関係市町村
(4)十勝市町村税滞納整理機構の設置、運営に関する事務	関係市町村
(5)し尿処理施設の設置、維持管理・運営に関する事務	関係市町村
(6)ごみ処理施設及び最終処分場の設置、維持管理・運営に関する事務	帯広市、音更町、芽室町、中札内村、更別村、幕別町（旧忠類村地域は除く。）、池田町、豊頃町、浦幌町
(7)十勝川流域下水道施設の維持管理・運営に関する事務	帯広市、音更町、芽室町、幕別町

(組合事務所の位置)

第4条 組合の事務所は、帯広市西24条北4丁目1番地5に置く。

第2章 組合議会

(組合議会の組織及び議員の選挙)

第5条 組合議会の議員(以下「組合議員」という。)の定数は、38人とする。

2 組合議員は、関係市町村の長及び関係市町村の議会において当該議会の議員のうちから選挙された者1人とする。

3 第7条第2項第1号に掲げる事由に該当したことにより、市町村長が組合議員でなくなったときは、その市町村長が属する市町村の議会の議員のうちから選挙された者をもって後任の組合議員とする。

(議長及び副議長)

第6条 組合議会は、組合議員のうちから議長及び副議長各1人を選挙しなければならない。

2 議長及び副議長の任期は、組合議員の任期による。

(組合議員の任期)

第7条 組合議員の任期は、関係市町村の長又は議会の議員としての任期による。

2 組合議員が次に掲げる事由に該当したときは、その職を失う。

(1) 関係市町村の長である者が、組合長に選任されたとき。

(2) 関係市町村の長又は議会の議員でなくなったとき。

3 関係市町村の議会選出の組合議員に欠員を生じたときは、その議員の属する、又は属していた市町村の議会において直ちに欠員の組合議員を選挙しなければならない。

(特別議決)

第8条 組合議会の議決すべき事件のうち、関係市町村の一部に係る議決については、当該事件に関係する市町村から選出されている出席議員の過半数の賛成を含む全出席議員の過半数でこれを決する。

(議会の事務局)

第9条 組合の議会に事務局を置く。

2 事務局に必要な職員を置く。

第3章 組合の執行機関

(執行機関の組織及び選任方法)

第10条 組合に、組合長1人、副組合長1人及び会計管理者1人を置く。

2 組合長は、組合議会において関係市町村の長のうちから選挙された者とする。

3 副組合長は、組合長が組合議会の同意を得て選任する。

4 会計管理者は、組合長がこれを任免する。

(組合長等の任期)

第11条 組合長の任期は、当該市町村の長の任期による。

2 副組合長の任期は、4年とする。

(補助職員)

第12条 組合に事務局を置く。

2 事務局に事務局長その他の職員を置く。

3 前項の職員は、組合長が任免する。

(監査委員)

第13条 組合に監査委員2人を置く。

2 監査委員は、組合長が組合議会の同意を得て、識見を有する者及び組合議員のうちから各1人を選任する。

3 監査委員の任期は、識見を有する者の中から選任される者にあつては4年とし、組合議員のうちから選任される者にあつては組合議員としての任期による。

(監査委員の事務局)

第14条 組合の監査委員に事務局を置く。

2 前項の事務局に必要な職員を置く。

(教育委員会)

第15条 組合に地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)により教育委員会を置く。

2 教育委員会は、教育長及び4人の委員をもって組織する。

第4章 組合の経費

(経費の支弁の方法)

第16条 組合の経費は、関係市町村の負担金、手数料、使用料及びその他の収入をもって充てる。

2 前項の負担金は、次のとおりとする。

(1) 議会費、公平委員会費、監査委員費及び教育委員会費 均等割

(2) 十勝圏の総合的な振興計画の策定及び施策の推進並びに地域の振興整備についての連絡調整に関する経費 均等割20パーセント、人口割80パーセント

(3) 高等看護学院の平常運営に伴う経費 帯広市70パーセント、音更町ほか17町村30パーセント(この分賦は、均等割25パーセント、人口割75パーセント)

(4) 教育研修センターの平常運営に伴う経費 均等割30パーセント、基準財政需要額割40パーセント、児童生徒数割30パーセント

(5) 十勝市町村税滞納整理機構の平常運営に伴う経費 均等割、引継件数割及び徴収実績割とし、組合長が組合議会の議決を経て定める。

(6) し尿処理施設、ごみ処理施設及び最終処分場の新・改築に伴う経費 基本容量割

(7) し尿処理施設、ごみ処理施設及び最終処分場の平常運営に伴う経費 基本容量割及び実績使用量割

(8) 十勝川流域下水道施設の流入汚水に係る経費 実績使用量割

(9) 十勝川流域下水道管理運営に要する経費から流入汚水に係る経費を控除した経費 基本容量割

3 前項の負担金は、組合長の指定する期日までに納入しなければならない。

(基金)

第17条 第3条の表第1号の項に規定する事業を行うため、十勝ふるさと市町村圏基金（以下「基金」という。）を設置する。

2 基金の出資額については、次の表のとおりとする。

(単位:千円)

市町村	出資額	市町村	出資額
帯広市	333,720	大樹町	25,560
音更町	76,680	広尾町	31,320
士幌町	22,680	幕別町	64,800
上士幌町	22,680	池田町	31,320
鹿追町	21,960	豊頃町	19,800
新得町	27,000	本別町	34,200
清水町	35,640	足寄町	32,040
芽室町	42,120	陸別町	17,640
中札内村	16,920	浦幌町	27,720
更別村	16,200		

3 基金のうち各市町村の出資金総額に相当する額は、これを処分することができない。

4 組合が解散したときは、基金は第2項の出資額により各市町村に帰属する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、平成30年4月1日から施行する。

(事務の承継)

第2条 組合は、平成30年3月31日をもって解散した十勝環境複合事務組合の事務を承継する。

(経過措置)

第3条 この規約の施行の日の前日において、改正前の規約の規定により、組合議会の議長、副議長、議員、組合長、会計管理者、監査委員、教育長及び教育委員の職

にあった者は、この規約の施行の日において、それぞれ相当規定に基づき当該職に選任されたものとみなす。この場合において、監査委員、教育長及び教育委員の任期の末日は、従前の任期の末日と同日とする。

2 この規約の施行の日の前日において、改正前の規約の規定により、副組合長の職にあった者の任期は、改正前の規約の規定にかかわらず、同日限りとする。

(準備行為)

第4条 第10条第3項の規定による副組合長の選任に関し必要な行為は、北海道知事の許可のあった日から、この規約の施行前においても、同項の規定の例により行うことができる。

(最初に選任される副組合長の任期)

第5条 この規約の施行の日以後において、最初に選任される副組合長の任期の末日は、第11条第2項の規定にかかわらず、平成30年3月31日において在任していた十勝環境複合事務組合副組合長の任期の末日と同日とする。

説 明

十勝圏複合事務組合同規約の変更の協議について、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を経ようとするものである。

議案第9号

辺地総合整備計画の策定について

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、上音更辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり策定する。

説 明

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、議会の議決を求めるものである。

総合整備計画書（案）

北海道河東郡士幌町 上音更辺地
 (辺地の人口 600人 面積80.3 km²)

1. 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 河東郡士幌町字士幌の一部・字上音更・字中音更・字ウリマク
 (2) 地域の中心の位置 河東郡士幌町字上音更西12線17番地2
 (3) 辺地度数 179点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

- (1) 道路 ~ 大規模農業経営が行われている区域の道路であるため、農畜産物の搬入出路の改善策として改良舗装、防雪対策の整備が必要である。
 (2) 農業経営近代化施設 ~ 大規模農業経営が行われている区域で土地利用の変化及び降雨形態の変化に伴い、降雨時には流出量の増加により通水能力が不足し、農地に湛水被害が発生している。排水路の整備を行い、農地の湛水被害を解消し、生産性の向上及び農作業の効率化を図る為に必要である。
 (3) 教育文化施設 ~ 辺地地区の児童・生徒の小中学校への通学のため、スクールバスを運行しているところである。当該辺地のスクールバス運行3路線のうち、新田線については、当初の整備から18年間が経過し、更新の時期を迎えているために整備が必要である。

3. 公共的施設の整備計画 平成29年度から平成33年度まで 5年間

(単位：千円)

施設名	区分 事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債の 予定額
			特定財源	一般財源	
道路 (川西東1線 ほか1事業)	士幌町	169,000	101,400	67,600	67,600
農業経営近代化施設 国営士幌西部地区かんがい 排水事業	国	233,500	0	233,500	93,400
農業経営近代化施設 北中新田地区担い手畑地帯 総合整備事業 ほか1事業	北海道	42,600	0	42,600	17,000
教育文化施設 スクールバス整備事業	士幌町	8,750	2,400	6,350	5,000
合	計	453,850	103,800	350,050	183,000

平成29年 第2回

士幌町議会定例会議案

【議案第11号～15号】

平成29年6月19日

- 議案第 11 号 工事請負契約の締結について
議案第 12 号 工事請負契約の締結について
議案第 13 号 工事請負契約の締結について
議案第 14 号 物品購入契約の締結について
議案第 15 号 士幌町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を別紙のとおり提出する。

平成 29 年 6 月 19 日

士幌町議会議長 加納 三司 様

士幌町長 小林 康雄

議案第11号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事の請負契約を締結する。

- | | | |
|---|-------------|---|
| 1 | 工 事 名 | 公営住宅南百戸団地新築工事（建築主体） |
| 2 | 契 約 金 額 | 80,568,000円 |
| 3 | 契 約 の 相 手 方 | 士幌町字士幌西1線158番地
北斗産業株式会社
代表取締役 瓦井 弘己 |
| 4 | 工 期 | 契約の日から平成29年12月6日まで |
| 5 | 契 約 の 方 法 | 指名競争入札 |

説 明

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

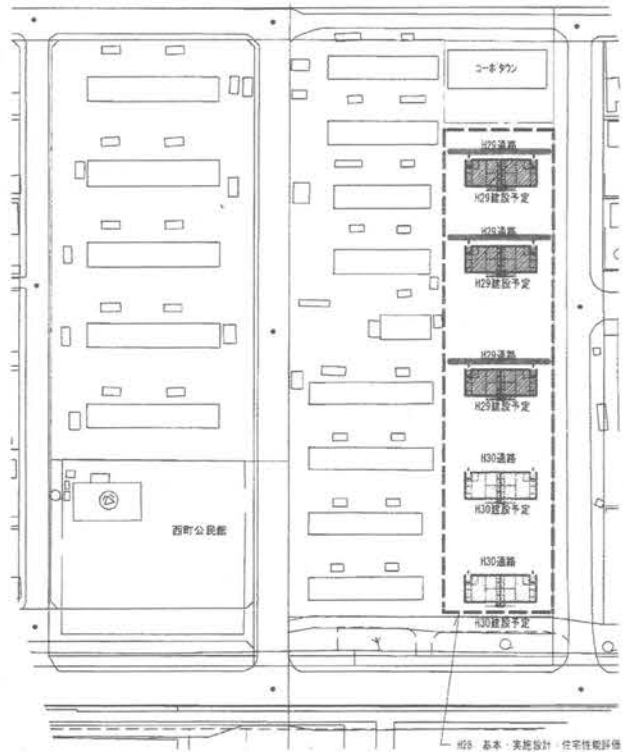
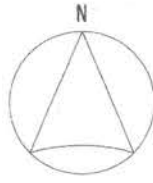
議案第11号 説明資料

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 工 事 名 | 公営住宅南百戸団地新築工事（建築主体） |
| 2 | 工 事 場 所 | 士幌町字士幌幹線170番地 |
| 3 | 入札執行日時 | 平成29年6月12日 午前9時00分 |
| 4 | 指 名 業 者 名 | 宮坂建設工業株式会社
萩原建設工業株式会社
川田工業株式会社
藤原工業株式会社
株式会社ネクサス
北斗産業株式会社
株式会社高橋組
株式会社平田建設 |
| 5 | 入 札 経 過 | 第1回決定 |
| 6 | 予 定 価 格 | 83,170,800円（税込） |
| 7 | 落 札 率 | 96.87% |
| 8 | 最高入札金額 | 82,188,000円（税込） |
| 9 | 工 事 概 要 | 公営住宅の建替事業（社会資本整備総合交付金事業）
木造157㎡×3棟 平屋建2戸長屋 計6戸
建築主体工事（住宅路工事含む） |

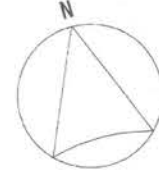
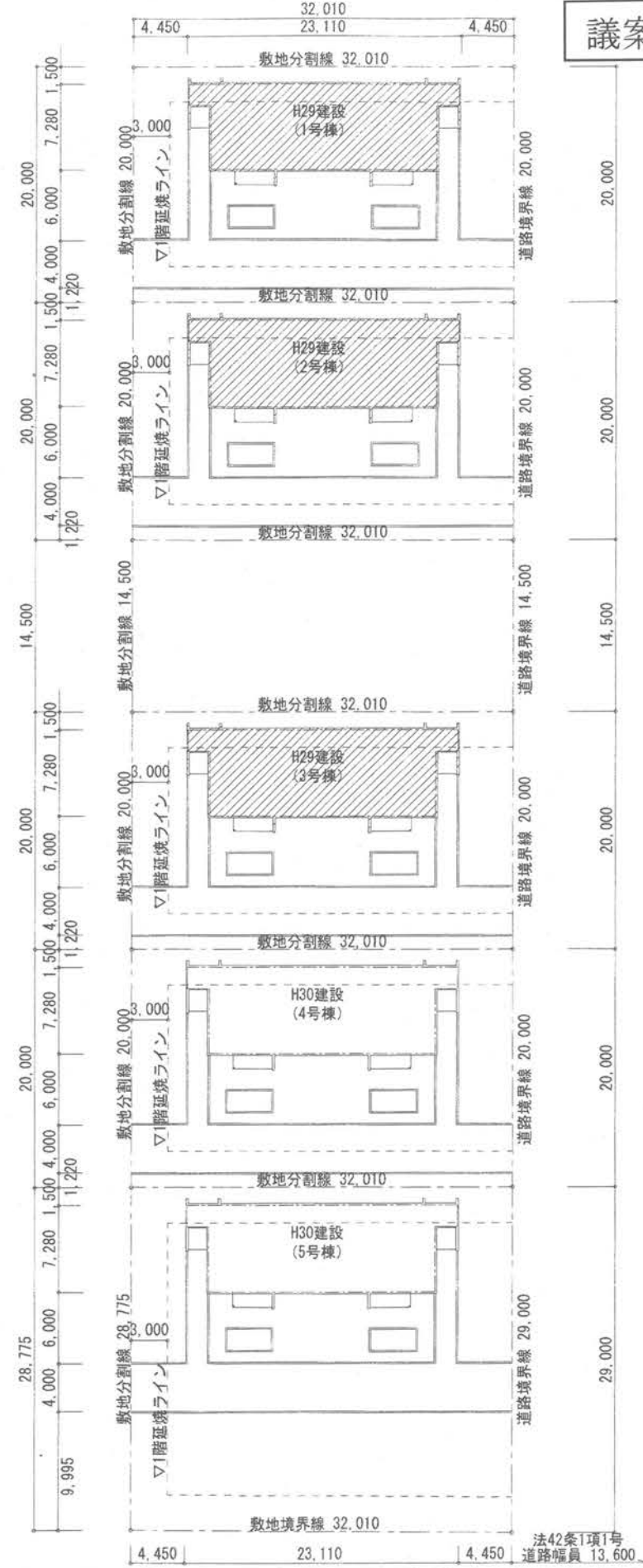
申請地：河東郡士幌町字 士幌幹線170番地

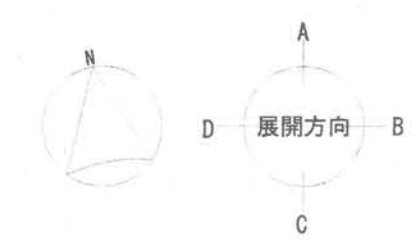
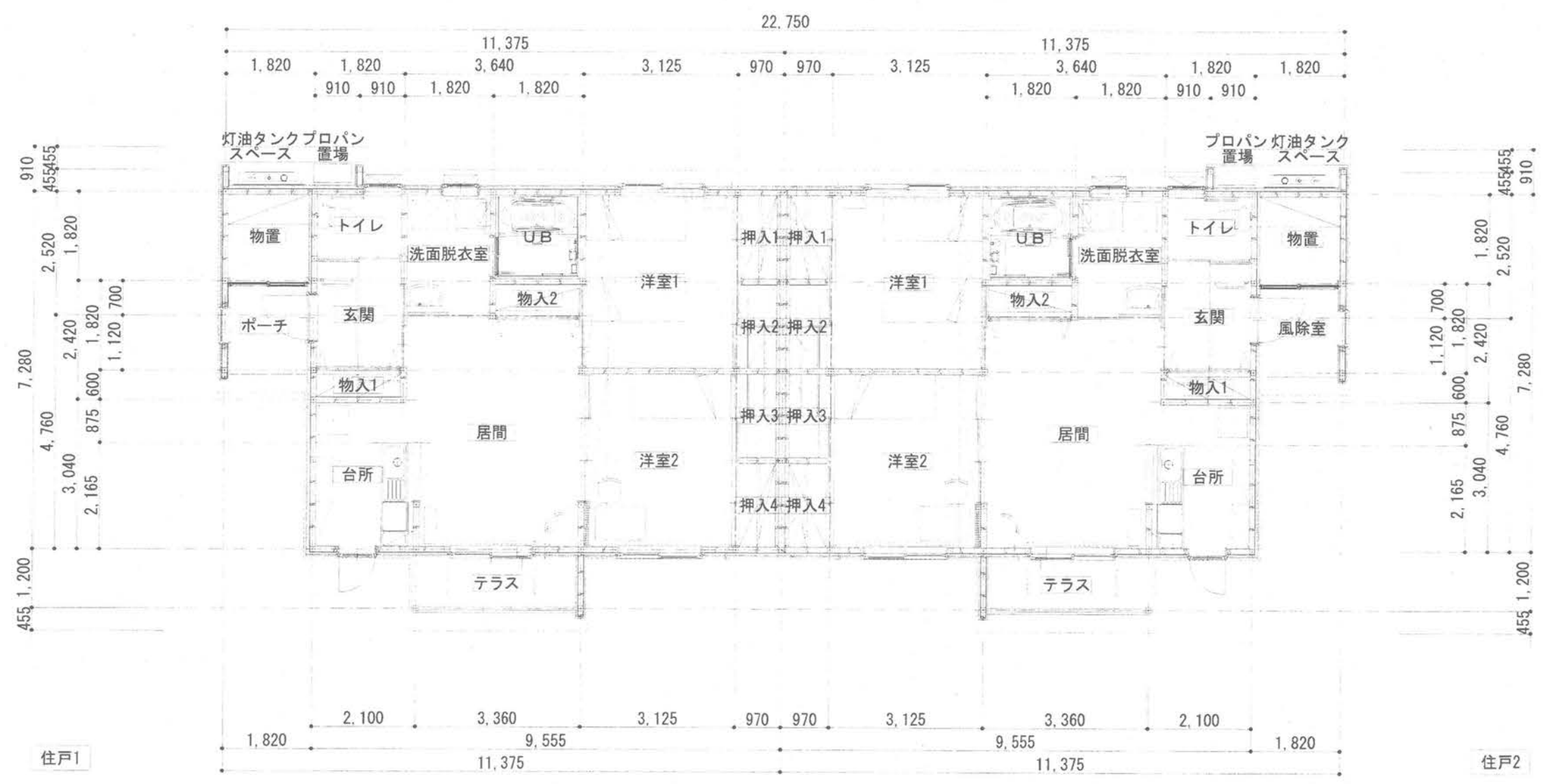


案内図



南百戸団地整備計画図 1:2,000





議案第12号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事の請負契約を締結する。

- | | |
|-----------|---|
| 1 工 事 名 | 公営住宅陸団地新築工事（建築主体） |
| 2 契 約 金 額 | 80,244,000円 |
| 3 契約の相手方 | 士幌町字士幌西1線158番地
北斗産業株式会社
代表取締役 瓦井 弘己 |
| 4 工 期 | 契約の日から平成29年12月6日まで |
| 5 契約の方法 | 指名競争入札 |

説 明

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

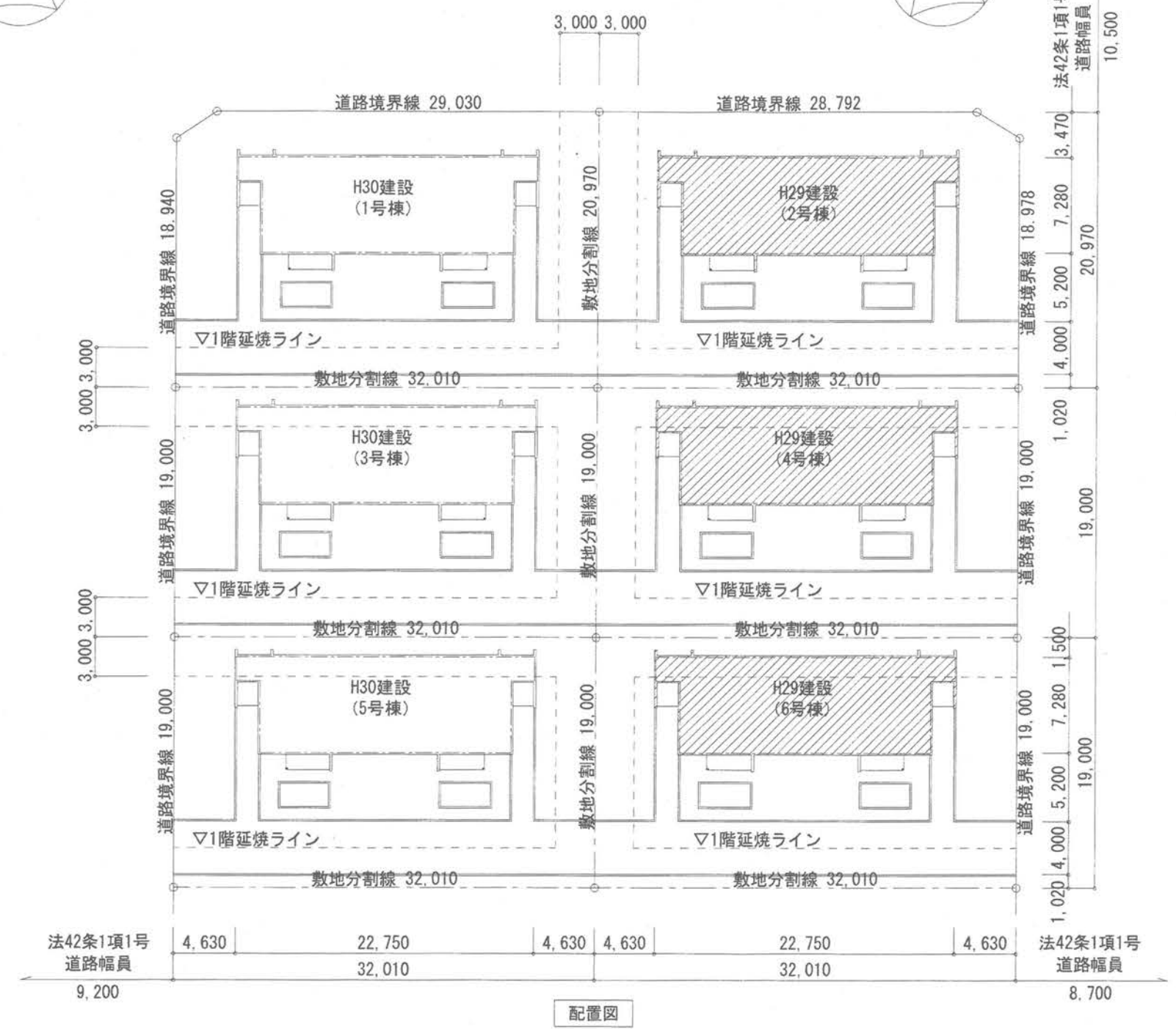
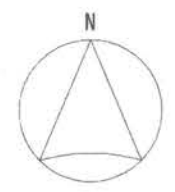
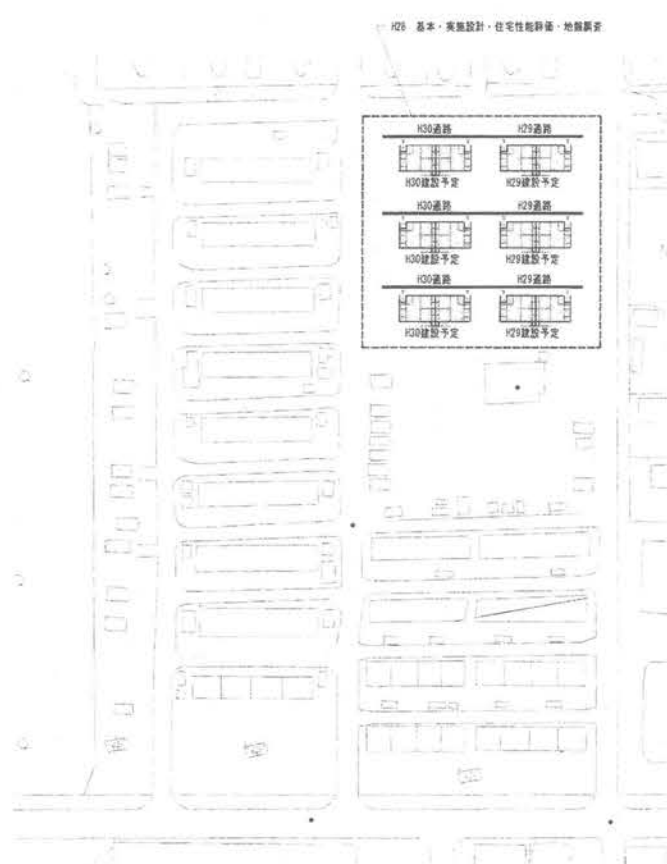
議案第12号 説明資料

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 工 事 名 | 公営住宅陸団地新築工事（建築主体） |
| 2 | 工 事 場 所 | 士幌町字士幌228番地 |
| 3 | 入札執行日時 | 平成29年6月12日 午前9時00分 |
| 4 | 指 名 業 者 名 | 宮坂建設工業株式会社
萩原建設工業株式会社
川田工業株式会社
藤原工業株式会社
株式会社ネクサス
北斗産業株式会社
株式会社高橋組
株式会社平田建設 |
| 5 | 入 札 経 過 | 第1回決定 |
| 6 | 予 定 価 格 | 82,836,000円（税込） |
| 7 | 落 札 率 | 96.87% |
| 8 | 最高入札金額 | 81,972,000円（税込） |
| 9 | 工 事 概 要 | 公営住宅の建替事業（社会資本整備総合交付金事業）
木造157㎡×3棟 平屋建2戸長屋 計6戸
建築主体工事（住宅路工事含む） |

申請地：河東郡士幌町字228番地



案内図



配置図

議案第13号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事の請負契約を締結する。

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 工 事 名 | 士幌町簡易水道 電気設備工事 |
| 2 | 契 約 金 額 | 163,306,800円 |
| 3 | 契約の相手方 | 士幌町字士幌西1線168番地50
加藤電気工業株式会社
代表取締役 加藤 邦彦 |
| 4 | 工 期 | 契約の日から平成30年2月28日まで |
| 5 | 契約の方法 | 指名競争入札 |

説 明

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第13号 説明資料

1	工 事 名	士幌町簡易水道 電気設備工事
2	工 事 場 所	士幌町字士幌地内
3	入札執行日時	平成29年6月12日 午前9時00分
4	指 名 業 者 名	川岸電設株式会社 株式会社北口電器商会 大昭電気工業株式会社 株式会社振興電気 加藤電気工業株式会社 勝海電気株式会社 士幌電設株式会社 光和電建有限会社
5	入 札 経 過	第1回決定
6	予 定 価 格	165,510,000円(税込)
7	落 札 率	98.67%
8	最高入札金額	165,240,000円(税込)
9	工 事 概 要	新士幌浄水場 設備工事1式 役場データ監視室 電気設備工事1式 中士幌減圧室 設備工事1式など

議案第14号

物品購入契約の締結について

次のとおり物品の購入契約を締結する。

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 医用画像情報システム購入 |
| 2 契約金額 | 20,304,000円 |
| 3 契約の相手方 | 帯広市東3条南10丁目1-2
株式会社常光 帯広営業所
所長 高橋 準哉 |
| 4 納入期限 | 平成29年8月31日 |
| 5 契約の方法 | 指名競争入札 |

説明

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第14号 説明資料

- 1 件名及び購入品名 機械備品整備事業 医用画像情報システム
- 2 納入場所 士幌町国民健康保険病院
- 3 入札執行日 平成29年6月12日 午前9時00分
- 4 指名業者名 株式会社常光 帯広営業所
株式会社ムトウ 帯広支店
株式会社竹山 帯広支店
- 5 入札経過 第1回決定
- 6 予定価格 21,600,000円(税込)
- 7 落札率 94.00%
- 8 最高入札金額 24,300,000円(税込)

議案第15号

士幌町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例案

士幌町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例

士幌町長等の給与等に関する条例(昭和46年条例第34号)の一部を次のように改正する。

附則第9項の次に次の2項を加える。

- 10 平成29年7月1日から平成29年8月31日までの間に限り町長の給料月額については、第3条第1項の規定にかかわらず、同項に掲げる額に100分の70を乗じて得た額とする。
- 11 平成29年7月1日から平成29年8月31日までの間に限り副町長の給料月額については、第3条第1項の規定にかかわらず、同項に掲げる額に100分の80を乗じて得た額とする。

附 則

この条例は、平成29年7月1日から施行する。

説 明

平成29年7月1日から平成29年8月31日までの間に限り町長の給料を30%、副町長の給料を20%削減するため、条例を改正するものである。